

茨城県教育研修センター外部評価委員会設置要項

(目的)

第1条 茨城県教育研修センター（以下「研修センター」という。）が実施する事業の改善・充実を図るため、研修センターに茨城県教育研修センター外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を設置し、研修センターの業務に関する客観的な外部評価を実施する。

(役割)

第2条 外部評価委員会は、研修センター所長（以下「所長」という。）の求めに応じて、次の事項について意見を述べることができる。

- (1) 研修センターの運営に関すること。
- (2) 研修センターの組織に関すること。
- (3) 研修センターの事業に関すること。
- (4) 施設設備の整備等に関すること。
- (5) その他所長が必要と認めること。

(組織)

第3条 外部評価委員会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、産業経済関係者、教育関係者及び学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合は、新たに委員を委嘱することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

3 前項2項の規定にかかわらず、学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員は、当該地位又は職を退いたときは、その職を失うものとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委員長及び副委員長)

第6条 外部評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

3 委員長は外部評価委員会を代表し、外部評価委員会の会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時はその職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 外部評価委員会の会議は、所長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 外部評価委員会の会議は、年に3回以内とする。

(報償等)

第8条 委員に対する報償等については、予算の範囲内において別途措置する。

(事務局等)

第9条 外部評価委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局員は、研修センターの職員のうちから、所長が任命する。

3 外部評価委員会の会議の庶務は、企画管理課企画係において行う。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、外部評価委員会の運営について必要な事項は別に所長が定める。

付 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成28年5月16日から施行する。